

# 防犯カメラ等設置補助金交付の流れ

①事前協議	<ul style="list-style-type: none"><li>①防犯カメラの設置・運用規程（当該規程を定めていない場合は、その規程案）</li><li>②防犯カメラ設置場所及び撮影範囲</li><li>③設置する場所の所有者等の同意又は許可を得たことを証する書類</li><li>④議事録の写し等、防犯カメラを設置することを決定したことを証する書類</li></ul>
②申請 (5月16日～)	<ul style="list-style-type: none"><li>①申請書②見積書③会則、役員名簿の写し</li><li>④防犯カメラの設置・運用規程</li><li>⑤防犯カメラ設置場所の位置図及び現況写真</li><li>⑥設置する場所の所有者等の同意又は許可を得たことを証する書類の写し</li><li>⑦議事録の写し等、防犯カメラを設置することを決定したことを証する書類</li></ul>
③審査	<ul style="list-style-type: none"><li>①現地確認 (特定の場所に継続的に設置し、撮影された画像のうち、<b>道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね2分の1以上</b>であること)</li><li>②市が定めるガイドラインに沿った内容であること</li></ul>
④交付決定	市から対象団体へ交付決定通知書を送付
⑤事業着手	防犯カメラの設置工事
⑥実績報告及び精算	<ul style="list-style-type: none"><li>①設置後の写真（防犯カメラ設置の表示看板が確認できるものを含む。）</li><li>②防犯カメラにて撮影された画像の写し</li><li>③領収書の写し</li><li>④請求書</li></ul>